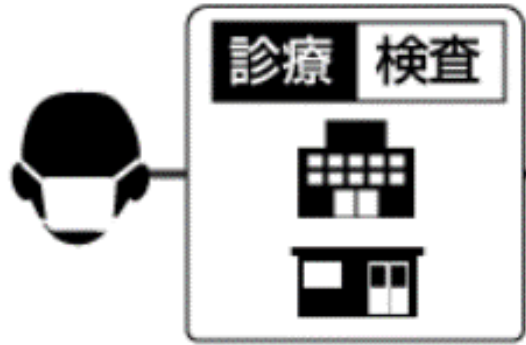


○パターン1（発熱等の症状のある方が医療機関を受診する従来のパターン）



コロナ疑いの患者が医療機関を受診し検査を受ける。

※検査した当日に陽性の確定診断を受けた場合

○公費の対象（療養期間中に限る）
陽性が確定した以降に実施した、解熱剤などの新型コロナウイルス感染症に関連する治療（例：処方（箋）料、調剤料及び薬剤費、（調剤薬局を含む）等）

○（注）公費の対象外

検査により陽性が確定する前に実施した初診料・再診料・院内トリージ料等。

※なお、公費負担となるのは、保健所に発生届を提出した日の医療から公費負担の対象となるため、各医療機関においては、陽性確定後は、当日中に保健所に発生届を提出するか、HER SYSに入力していただく。（参考：感染症法第12条）

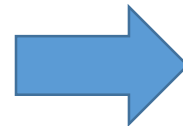
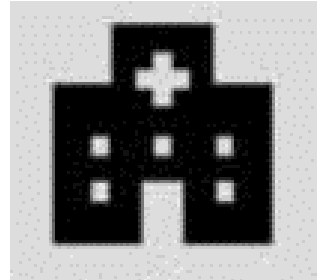
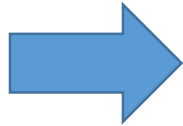
（注）検査の翌日以降に陽性の確定診断を受けた場合、

・検査日の医療費については、公費の対象外。

（※検査費用は行政検査として公費となる。）

・陽性確定診断を受けた日の医療費については、再診料や院内トリージ料等も含めて公費となる。

- パターン2 医療機関を受診する前に、無料検査場での検査や自身での抗原定性検査キット等による検査で陽性反応が出た場合



無料検査場や抗原定性検査キット等による検査で陽性反応

※医療機関を受診（電話診療・オンライン診療を含む）し、医師から陽性の確定診断を受けた

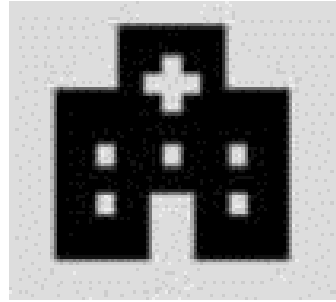
○公費の対象（療養期間中に限る）
陽性が確定した以降に実施した、解熱剤などの新型コロナウイルス感染症に関連する治療（例：処方（箋）料、調剤料及び薬剤費、（調剤薬局を含む）等）

○公費の対象外

医師の診断により陽性が確定する前に実施した初診料・再診料・院内トリージ料等。

※無料検査場での検査や自身での抗原定性検査キット等による検査だけでは陽性の確定診断とはできず、医療機関で医師の確定診断を受ける必要がある。各医療機関は、医師の判断で、陽性の確定診断をした際は、当日中に保健所に発生届を提出するか、HER SYSに入力していただく。（参考：感染症法第12条）

○パターン3 同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合



有症状となった濃厚接触者

※医療機関を受診(電話診療・オンライン診療を含む)し、医師から疑似症患者として確定診断を受けた

疑似症患者は、陽性患者と同様の扱いとなるため、公費も同様の扱いとなる。

○公費の対象(療養期間中に限る)
疑似症患者として診断した以降に実施した、解熱剤などの新型コロナウイルス感染症に関連する治療(例:処方(箋)料、調剤料及び薬剤費、(調剤薬局を含む)等)

○公費の対象外

医師の診断により疑似症が確定する前に実施した初診料・再診料・院内トリアージ料等。

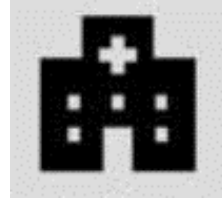
※各医療機関は、医師の診断をもって、疑似症の確定診断をした際は、当日中に感染症法第12条に基づく発生届を、疑似症患者として保健所へ提出するか、HER SYSに入力していただく。

(参考)「B.1.1.529 系統(オミクロン株)の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」(令和3年11月30日付け)(令和4年1月24日一部改正)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡

○パターン4 無料検査場での検査や自身での抗原定性検査キット等による検査で陽性反応が出た場合に (注)自主療養(神奈川県独自の制度 1月28日より開始)を選択した場合



無料検査場や抗原定性検査キット等による検査で陽性反応が出て、自主療養を選択された方は、神奈川県自主療養届出システムを用いて、医療機関の診断や保健所のフォローアップを受けることなく、自身で療養を行う。



※「自主療養」の患者が、自身の判断で医療機関を受診(電話診療・オンライン診療を含む)した際の医療費については、医師から陽性確定診断を受けていないため、公費の対象外となる。
ただ、当該受診にて、医師から陽性の確定診断を受けた場合は、右記の通り公費の対象となる。



○公費の対象(療養期間中に限る)
陽性が確定した以降に実施した、解熱剤などの新型コロナウイルス感染症に関連する治療(例:処方(箋)料、調剤料及び薬剤費、(調剤薬局を含む)等)

○公費の対象外

医師の診断により陽性が確定する前に実施した初診料・再診料・院内トリージ料等。

※無料検査場での検査や自身での抗原定性検査キット等による検査だけでは陽性の確定診断とはできず、医療機関で医師の確定診断を受ける必要がある。各医療機関は、医師の診断をもって、陽性の確定診断をした際は、当日中に保健所に発生届を提出するか、HER SYSに入力していただく。
(参考:感染症法第12条)

(注)自主療養を選択できるのは、6歳~49歳で基礎疾患や肥満、SpO2の低下がない方が対象。
対象とならない方や妊娠中の方(妊娠の可能性のある方)は医療機関を受診してもらう。(パターン2)